

令和8年度 第17回定時社員総会 決議 ～木材の価格転嫁・適正取引の普及促進～

我が国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」の実現に向けて、重要な局面を迎えています。

春季労使交渉における賃上げ率は、令和6年以降、高い水準が続いているものの、近年の急激な物価上昇に対して十分とは言えない状況にあり、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが必要不可欠となっています。

サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現に向けて、下請け法が改正され、令和8年1月1日から取適法として施行されました。

林野庁が令和7年6月に実施した調査の結果、林業・木材産業における価格交渉・価格転嫁の実施状況は十分とはいえない状況にあること、木材取引において価格転嫁を阻害する商慣習が一部に存在することが明らかとなりました。

このような中で、プレカット工場に係る取引においても、木材の価格転嫁・取引適正化の実現に向けた取組を促進することが必要であることから、協会及び会員が一丸となって、次の事項を当面の重点事項として広く普及・検証していくこととします。

- 1 加工費（坪単価）と資材費・物流費を区分して価格を設定すること
- 2 平屋建てと2階建て等、手間の異なる加工賃（坪単価）は別単価で取り扱うこと
- 3 資材を有償支給する場合は、資材費の早期決済（プレカット部材等代金の受取日より早く、資材費等の対価を支払うこと）は行わないこと

なお、住宅等の建築に係る諸手続きが複雑化する中で、プレカット工場との連携に期待する比較的小規模の住宅生産者の方も相当数居られるところです。しかしながら、このような方たちは、取適法の適用基準となる資本金や従業員の基準に当てはまらないケースも想定されることから、この取組は取適法の適用範囲にかかわらず、より広範なものとして取り組むものとします。